

広資料第212号
令和6年3月27日
都市整備部都市計画課
市民情報提供資料

武蔵村山市空き家対策の総合相談事業に関する協定締結について

このことについて、特定非営利活動法人空家・空地管理センターと別紙の内容で「武蔵村山市空き家対策の総合相談事業に関する協定書」を締結いたしましたのでお知らせします。

武蔵村山市空き家対策の総合相談事業に関する協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 空家・空地管理センター（以下「乙」という。）は、武蔵村山市空き家対策の総合相談窓口の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携・協力し、空き家の売却・賃貸・適切な管理・利活用等に関する相談事業を実施することにより、市内の空き家の発生抑制及び解消を図ることについて、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 空き家 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。
- (2) 相談者 空き家の所有者又は相続予定者等をいう。また、空き家の所在地が武蔵村山市内であるか、又は相談者本人が武蔵村山市民であることを原則とする。
- (3) 利活用等 空き家の売却・賃貸・適切な管理及びその他の利活用の方法をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 関係機関との連携
- (2) 乙が実施する空き家の利活用等に関する啓発セミナー等その他の業務のうち甲が必要と認めるものへの支援
- (3) 広報活動
- (4) その他この協定の目的を達成するために必要な業務

（乙が行う業務）

第4条 乙は、この協定の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 空き家の利活用等に関する相談窓口の設置
- (2) 利活用等に関する相談業務
- (3) 各分野の専門家・事業者等との連携・協力
- (4) 空き家の利活用等に関する収支・試算の提案
- (5) 具体的な利活用等の実施とフォローアップ
- (6) 空き家の利活用希望者とのマッチング

- (7) 空き家の利活用等に関する啓発セミナー等の実施
- (8) 実施状況等の報告
- (9) 広報活動
- (10) その他この協定の目的を達成するために必要な業務

(費用負担)

第5条 前条に定める業務に係る費用は、全て乙の負担とするものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、令和6年4月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、この協定の取組により知り得た相談者等に関する個人情報等を適切に管理し、この協定の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。ただし、相談者等本人に承諾を得た場合はこの限りでない。

(協議)

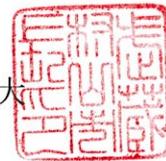
第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 6 年 3 月 26 日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市

武蔵村山市長 山崎 泰 大



乙 埼玉県所沢市西所沢二丁目1番12号
第二北斗ビル
特定非営利活動法人 空家・空地管理センター

代表理事 上田 真 一

